

熊本市屋外広告物条例の一部改正について

熊本市屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市屋外広告物条例の一部を改正する条例

熊本市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条に次の 1 項を加える。

- 8 公園、広場その他の規則で定める公共の場所において地域のにぎわい等に資することを目的として開催される行事、催物等（当該場所を最初に利用する日から起算して 60 日以内に当該場所を最後に利用する日が含まれる行事、催物等であって当該場所を利用する日数が規則で定める日数以内であるものに限る。）において表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、第 3 条、第 5 条（第 1 項第 1 号（トンネル及び分離帯に係る部分に限る。）及び第 3 号から第 11 号までを除く。）及び第 6 条の規定は、適用しない。ただし、規則で定める基準に適合する広告物又は掲出物件であって規則で定めるところにより当該行事、催物等の主催者と市長との事前の協議を経たものを表示し、又は設置する場合に限る。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（提出理由）

広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止規定等の適用除外とする事項を追加するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。